

会 員 各 位
受 講 対 象 者 各 位

東京土地家屋調査士会
会 長 國 吉 正 和 (印略)

「第10回土地家屋調査士特別研修」受講者の募集について（お知らせ）

このたび日本土地家屋調査士会連合会より、第10回土地家屋調査士特別研修の受講者募集に関する通知がありました。

土地家屋調査士特別研修とは、第162回国会における土地家屋調査士法の一部改正・公布（平成18年4月13日法律第29号）により、一定の条件を満たした土地家屋調査士は、弁護士と協働して、民間紛争解決手続機関（ADR）における代理人となることができることとされ、その権能を付与するために実施される特別研修であり、第1回から第9回までの特別研修では、全国で5,630名の土地家屋調査士が、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有する者として、法務大臣から認定を受けております。

つきましては、別添の趣意書・実施計画書・実施要綱等をご一読いただき、奮ってお申し込みいただけますよう、お知らせ致します。

《申込要領》

1. 申 込 方 法 別紙「申込書」に所要の事項を記載の上、受講料の振込明細書（インターネットバンキングをご利用の際は、振込完了の画面を印刷したもの）を添えて、FAX（03-3295-4770）によりお申し込みください。
 【注】有資格者（ただし、東京都内に住所登録のある方に限る。）の場合、上記のほか、調査士となる資格を有する書面の写し・住民票の写しも併せて送信いただき、申込書のみ原本を本会（住所：千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館）へご郵送ください。
2. 受 付 期 間 平成26年10月20日（月）午前9時00分～11月13日（木）午後5時00分まで
 ※ 受付期間以外のお申し込みは受け付けられませんので、ご注意ください。
 ※ 受講希望者多数の場合は、先着順とし、定員に達した時点で受け付けを締め切らせていただきますので、ご了承ください。
3. 受 講 対 象 者 東京土地家屋調査士会会員及び土地家屋調査士となる資格を有する者
 ※ 詳細につきましては、実施要綱をご参照ください。
4. 定 員 60名

平成 26 年 10 月 6 日

第 10 回土地家屋調査士特別研修の実施について

「民間紛争解決手続代理関係業務」を行うことができる
土地家屋調査士としての認定を受けるための研修

日本土地家屋調査士会連合会

一、はじめに

全国 50 の土地家屋調査士会に、境界問題相談センター（総称）（以下「センター」という。）が設置され、全てにおいて、土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号の規定による法務大臣の指定を受けました。そして、そのうち 19 会が、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR 法」という。）第 5 条の規定による法務大臣の認証を受け活動を行っていますが、これは他の法律関連専門職種の中でも突出したものです。

一方、このセンターにおいて、国民の代理人として働く民間紛争解決手続代理関係業務認定土地家屋調査士（以下「ADR 認定調査士」という。）は、過去 9 回の土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」という。）の結果、5,630 名が誕生しましたが、尚全会員の 32.9%にとどまっており、この数字は、土地家屋調査士制度をさらに充実させていくためには、まだまだ、満足できるものとはいえません。

社会がますます高度化され、複雑化する中で、既存の一般業務である境界立会や不動産に関する相談等においては、民法や民事訴訟法等の基礎的な知識の習得は不可欠となっています。

希望する者に代理権を付与する立法形式であること、あるいは ADR 認定調査士の資格を得た者も実務経験が不足しており、業として満足できる域に達していないこと等、解決すべき課題はありますが、既に ADR 認定調査士として活動している会員からは、一般業務といえども、将来の紛争予防を見据えた全ての土地家屋調査士法第 3 条業務ができる土地家屋調査士として社会的信頼を得ています。

ADR 認定調査士とセンターは、車の両輪であり、センターが全国に設置された今日、そこで活動する国民の代理人としての ADR 認定調査士の拡大は、ますます社会から要請されています。

二、民間 ADR 代理関係業務の実施

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続代理関係業務」を行うには、従来の業務知識以外にも高度な倫理意識、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保措置」

を講じることが代理権付与の条件であり、この点は、全ての土地家屋調査士に認められている筆界特定との連携発展のためにも必要なことです。

民間ADR代理業務としての代理権付与の条件として、土地家屋調査士特別研修とこの業務を行うのに必要な能力を有すると認定を受けるための考査があり、それを修了し認定された者だけがADR認定調査士と認められるのです。

法律上は代理権を希望する者だけに必要な研修ですが、センターの実施者、調停員、相談員は勿論、未来に向かって会員を指導する本連合会の役員をはじめ、各土地家屋調査士会の役員には必須の研修内容であり、こぞって受講されることを強く要請します。

(※ 特別研修の担当役員等、考査の内容を知りうる立場にある者については、受講の制限があります。)

三、第10回土地家屋調査士特別研修

過去9回の特別研修を受講され、法務大臣から認定を受けた会員の多くは、新鮮な気持ちで業務とさらなる研修に取り組んでいます。現在の代理権は弁護士との共同受任が条件であり、弁護士との交流に慣れていない会員や、代理人の公正が従来の一般業務の公正と趣を異にする点等に不安を感じている会員もおられると思います。

連合会、ブロック協議会及び土地家屋調査士会は連携・協力して、既に認定された会員の実務に役立つ研修会を実施し、また、共同受任のルール創りを目的とした弁護士会との協議にもさらに力を入れていかなければなりません。様々な問題を解決し前進するために、土地家屋調査士が法律関連専門職種との自覚の上に勝ち取った代理権を、少なくとも過半数の会員が獲得し、土地家屋調査士としての意志を社会に対し示す必要があります。

さらに、法務省とも筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携が進んでおり、ADR認定調査士やセンターの存在価値は、ますます大きくなっていかなければなりません。多くの会員が受講されることが、更に大きな次の一步を得る必須要件であることをご認識いただくことを希望します。

まだ認定を受けていない会員は、第10回土地家屋調査士特別研修を受講し、従来から行っている一般業務とADR業務の共通点や相違点を学び、新しい知識を習得されることを、また一人でも多くの会員が、ADR認定調査士として認定を受け、新たな土地家屋調査士制度を担う一員として、新しい時代の土地家屋調査士像に想いを馳せていただけることを祈念いたします。

第 10 回土地家屋調査士特別研修 実施計画（概要）

1 実施主体

日本土地家屋調査士会連合会

2 協力機関

日本弁護士連合会、各弁護士会、公益財団法人日弁連法務研究財団

3 運営協力

各ブロック協議会、各土地家屋調査士会等

4 土地家屋調査士特別研修の内容（概要）

次の 5 つの研修に分類される。

- (1) 基礎研修 <17 時間>
- (2) グループ研修 <15 時間>
- (3) 集合研修 <10 時間>
- (4) 総合講義 < 3 時間>
- (5) 考 査 < 2 時間>

5 カリキュラム（予定）

- (1) 基礎研修 <17 時間>
 - ① 憲法 (2 時間)
 - ② ADR 代理と専門家責任 (2 時間)
 - ③ 民法 (3 時間)
 - ④ 所有権紛争と民事訴訟 (4 時間)
 - ⑤ 民事訴訟法Ⅰ (2 時間)
 - ⑥ 民事訴訟法Ⅱ (2 時間)
 - ⑦ 境界確定訴訟の実務 (2 時間)
- (2) グループ研修 <15 時間>
 - ① 申立書の起案＋問題研究 (5 時間)
 - ② 答弁書の起案＋問題研究 (5 時間)
 - ③ 倫理 (5 時間)
- (3) 集合研修 <10 時間>
 - ① 申立書起案（講義・講評） (5 時間)

- ② 答弁書起案（講義・講評）（ 5 時間）
- (4) 総合講義 < 3 時間 >
 - ① 倫理（ 3 時間）
- (5) 考査 < 2 時間 >
 - ① 択一式・記述式（ 2 時間）

6 考査及び認定

考査は、日本土地家屋調査士会連合会が主体となり、公平・公正を期して実施する。

認定は、連合会による土地家屋調査士特別研修の実施報告及び受講者の民間紛争解決
手続代理能力認定の申請を基に法務大臣が行う。

以上

第 10 回土地家屋調査士特別研修 実施要綱

1 実施日

- (1) 基礎研修 平成 27 年 2 月 6 日（金）～8 日（日）までの連日 3 日間
- (2) グループ研修 平成 27 年 2 月 9 日（月）～3 月 12 日（木）までで 15 時間以上
ただし、課題提出は平成 27 年 3 月 3 日（火）まで
- (3) 集合研修 平成 27 年 3 月 13 日（金）、14 日（土）の連日 2 日間
- (4) 総合講義 平成 27 年 3 月 15 日（日）
- (5) 考 査 平成 27 年 4 月 4 日（土）

2 実施会場及び講師（受講会場の選択はできません。）

- (1) 基礎研修 … 大学教授、弁護士、裁判官
 - ① 会場は、原則、受講者 5 名以上とし、条件に適合したブロック協議会（以下「ブロック」という。）内に設定する。
 - ② 受講会場はブロックと協議し、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が決定する（開始の 2 週間前までに通知予定）。
- (2) グループ研修 … 基礎研修の受講者の内、新規又は再受講者による自主的な研修。
ただし、1 グループにつき 5 名を基準とする。
 - ① 会場は、編成されたグループ内で任意の場所に設定する。
- (3) 集合研修・総合講義 … 弁護士
 - ① 会場は、1 単位当たり原則、30 名以上とし、条件に適合するブロック内に設定する。
 - ② 受講会場はブロックと協議し、連合会が決定する（開始の 2 週間前までに通知予定）。
- (4) 考査
 - ① 会場は、集合研修・総合講義が設置された同一ブロック内に設定する。ただし、状況によって複数会場設定する場合がある。
 - ② 考査会場はブロックと協議し、連合会が決定する（開始の 2 週間前までに通知予定）。

3 受講対象者

受講申込時点で土地家屋調査士会会員（以下「会員」という。）である者、又は土地家屋調査士法第 4 条に定める土地家屋調査士（以下「調査士」という。）となる資格を有する者（以下「有資格者」という。）のうち、土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」

という。)の受講を希望する者の中で、以下のいずれにも該当しない者

- (1) 土地家屋調査士法第 42 条の懲戒処分により業務停止中の者
- (2) 土地家屋調査士法第 56 条の注意勧告を受ける等、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会長から特別研修を受講させることが相当ではないと判断された者
- (3) 土地家屋調査士法又はこれに基づく命令に違反するおそれがあり、かつ、連合会長が特別研修を受講させることが相当ではないと判断した者
- (4) 下記に示す研修実施者、運営者又は運営協力者
 - ① 連 合 会：会長、研修部担当副会長、研修部担当役員、特別研修運営委員
 - ② ブロック：責任者
 - ③ 調査士会：協力員

※ 過去の特別研修における研修実施者、運営者及び運営協力者は、その任を終えた時点で受講することができる。

4 受講区分

(1) 新規受講：特別研修を新規に受講する者

(2) 再受講：下記の A・B のいずれかに該当する者

A 過去 5 回の特別研修（第 5 回から第 9 回）のいずれかにおいて、「基礎研修から総合講義までの全課程を終了できなかった者」又は「課題を提出していない者」（第 6 回特別研修を新規受講した者のうち、東日本大震災の影響で受講を辞退した者を含む。）→【第 5 回から第 9 回特別研修のいずれかを新規受講又は再受講したが、未修了の者】

B 第 1 回から第 4 回特別研修の修了証明書を保持する者であっても、土地家屋調査士法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けていない者

【再受講制度】

ア 受講内容：第 10 回特別研修の全科目及び考査

イ 方 法：第 10 回受講者と同様の管理下での受講

(3) 聴講・再考査：下記の A・B のいずれかに該当する者

A 過去 5 回の特別研修（第 5 回から第 9 回）の修了証明書を保持する者又は発行見込みの者のうち、土地家屋調査士法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けていない者（第 6 回特別研修の聴講・再考査申込者のうち、東日本大震災の影響で受講を辞退した者を含む。）

※ この取扱いについては、修了証明書の交付を受けた日から 5 年以内に開始される特別研修について適用とするものであるところから、第 1 回から第 4 回特別研修の修了証明書の保持者については、その適用がされず、再受講の申込みが

必要となりますので、ご注意ください。

B 第9回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出した者→【第9回特別研修を新規受講又は再受講したが、**考査のみ未受検の者**】

【再考査制度】

考査を受けることができる制度です。

ア 受講内容 : 第10回特別研修の考査

イ 方 法 : 第10回受講者と同様の管理下での受講

【聴講制度】

考査を受けるとともに、希望する講義を聴くことができる制度です。

ア 受講内容 : 第10回特別研修のグループ研修を除く研修及び考査

イ 方 法 : 第10回受講者と同様の管理下での受講

5 新規受講者数（予定）

約 500 名

6 受講料

資格区分 ※1	会員	有資格者
(1) 新規に受講する者	8 万円	10 万円
(2) 再受講制度 ※2 を利用する者	4 万円	
(3-1) 再考査制度 ※2 を利用する者	2 万円	
(3-2) 再考査制度を利用する者で教材を希望する者	3 万円	
(3-3) 聴講制度 ※2 を利用する者（教材は含まれます）	3 万円	

※1 受講料は申込時点の試験区分を適用しますが、同時に会員登録の申請を行った場合も会員の受講料を適用します。

※2 「4 受講区分」を参照のこと。

◆ 受講料の返金はいたしません。また、納入された受講料は、連合会が認めた者以外、特別の事情がない限り返金いたしません。

◆ 研修に伴う旅費交通費、宿泊費、研修中の食事費用、受講料の振込手数料は全て自己負担となります。

7 申込要領

(1) 申込から受講当日までの流れ

① 受講申込

会員 は、所属の調査士会へ 下記ア及びイ を提出してください。
有資格者 は、住所登録地を管轄する調査士会へ 下記アからエ を提出してください。

- ア 第10回土地家屋調査士特別研修申込書（必要事項を記入した状態）
- イ 受講料の振込明細書のコピー（受講料は後述(4)で示す口座に 事前振込 のこと。振込手数料は受講者の負担となりますので、予めご了承ください。）
- ウ 合格証書又は認定証書のコピー（調査士となる資格を有する書面）
- エ 住民票の写し
（コピー不可。交付日から3か月以内・受講者本人のみの情報。）

- ※1 提出書類は返却いたしません。
- ※2 振込明細書の原本は受講終了まで必ず保管しておいてください。
- ※3 提出したブロック内で受講できない場合があります。その場合は、他のブロックと調整の上、会場を紹介します。

② 教材及び受講票の送付（特別研修開始1か月前から半月前頃）

時間割、持参品リスト等の詳細書類と、使用する教材、受講票を送付します。

【受講番号は受講を申込んだ調査士会から別途通知されます。】

③ 受講開始（平成27年2月6日から）

②で示した持参品を全てお持ちの上、所定の受講会場へお越しください。

なお、所定の受講会場に関する情報は、準備出来次第、受講を申込んだ調査士会から通知されます。

(2) 受講申込締切

平成26年11月13日（木）必着

(3) 受講申込手続後における申込者の都合による受講取消及び受講料の返金

受講前(平成27年2月6日以前)の災害被災等止むを得ない場合を除き、原則として取消し及び受講料の返金はできません。

(4) お問い合わせ先等

申込書送付 お問合せ先	東京土地家屋調査士会 〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 TEL: (03) - 3295-0587
----------------	--

納入口座	F A X : (0 3) - 3 2 9 5 - 4 7 7 0 (振込先) 銀 行 名 : 三菱東京 U F J 銀行 神保町支店 講座番号: 普通 2 3 4 6 2 4 8 口座名義: 東京土地家屋調査士会 会長 國吉^{くによし}正和^{まさかず}
-------------	--

8 宿泊及び往復の交通手段について

研修に伴う宿泊及び往復の交通手段は、受講者自身で手配していただくことになりますので、各交通機関または旅行代理店へ相談してください。

9 補講制度

第10回特別研修の基礎研修において、正当な事由により研修規定時間に満たなかった場合に、その講義をDVDで視聴し、研修規定時間を補う制度です。

- (1) 対 象 者 : 第10回特別研修の基礎研修において研修規定時間に満たない者
(ただし、正当な事由により欠席した場合)
- (2) 補講科目 : 第10回特別研修の基礎研修 (ただし、最大1日分)
- (3) 補講方法 : 連合会が指定する者1人以上同席の上、科目単位でDVDを視聴する。
- (4) 補講費用 : 1回につき2万円
- (5) 補講場所 : 連合会が指定する場所

10 受講終了

- (1) 連合会は、次の要件を全て満たした者について考査の結果を採点し、受講者へ第10回特別研修の修了証明書・考査成績証明書を送付します。

- ① 所定の課程を全て受講した者
- ② 必要とされる課題を全て提出した者
- ③ 講義終了後の考査を受けた者

なお、前記「4 受講区分」(3)Aに該当する再考査受検者に対しては、第10回特別研修の考査成績証明書のみ送付しますが、「4 受講区分」(3)Bに該当する再考査受検者に対しては、第10回特別研修の修了証明書・考査成績証明書を送付します。

また、修了証明書は、交付を受けた日から5年以内に開始する特別研修に限り利用することができるとともに、考査成績証明書は、交付年月日を問わず、修了証明書と同様に取り扱います。

- (2) 各科目において遅刻や途中退出があった場合は、原則として当該科目を修了したと

みなしません（ただし、一定の場合に補講を受けて補うことは可能です。前記「9 補講制度」参照）。

11 受講中止

次の要件により、受講中止を命じることができることとします。

- (1) 連合会及び当該受講者が所属又管轄する調査士会は、受講者の受講態度が著しく不良であるときは、受講の中止を命じることができる。
- (2) 連合会は、(1)の規定により受講中止を命ずる場合には、あらかじめ当該受講者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 受講中止を命ぜられた受講者は、その時から、今回の特別研修の全ての研修を受講することができない。
- (4) 理由の如何を問わず、受講中止を命ぜられた受講者に対しては、既に徴収した受講料は返還しない。

12 法務大臣の認定

連合会から第10回特別研修の修了証明書・考査成績証明書又は考査成績証明書の交付を受けた受講者は、法務大臣へ民間紛争解決手続代理能力認定の申請を行うことができます。

今回受講していない者でも、過去に修了証明書・考査成績証明書の交付を受けている者は、受講した際に交付を受けた修了証明書・考査成績証明書を用いて法務大臣へ認定の申請をすることができますが、前記「10 受講終了」で示す修了証明書利用期間を越えた場合は、法務大臣が指定する条件によります。

以上

第 10 回土地家屋調査士特別研修 申込要領

東京土地家屋調査士会

◆ 申込書送付先	東京土地家屋調査士会 〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 TEL : (03) - 3295-0587 FAX : (03) - 3295-4770
◆ 受講料納入口座	銀行名 : 三菱東京UFJ銀行 神保町支店 講座番号 : 普通 2346248 口座名義 : 東京土地家屋調査士会 会長 國吉 ^{くによし} 正和 ^{まさかず} ※ 振込手数料は受講者の負担となります。
◆ 申込書送付方法	FAX (上記のFAX番号をご参照ください) 送信 ※ 有資格者 (東京都内に住所登録のある方) は, FAXによるお申し込み後, 申込書原本を東京土地家屋調査士会 (上記の本会住所をご参照ください) 宛てにご郵送いただきます。
◆ 申込締切	平成26年11月13日 (木) 必着

当要領には下記注意事項、申込書等が含まれております。

1. 新規受講・再受講用

- ① 新規受講、再受講申込における注意事項
- ② 第10回土地家屋調査士特別研修 申込書 (新規受講・再受講用) 記載例
- ③ 第10回土地家屋調査士特別研修 申込書 (新規受講・再受講用)

2. 再考査・聴講用

- ① 再考査、聴講受講における注意事項
- ② 第10回土地家屋調査士特別研修 申込書 (再考査・聴講用) 記載例
- ③ 第10回土地家屋調査士特別研修 申込書 (再考査・聴講用)

新規受講・再受講用

新規受講、再受講申込における注意事項

◆ 受講申込書記入時における注意事項

下記の項目番号は記入例の各項目番号と対応しております。

1. 氏名とフリガナを記入し、性別に○を付けた上で押印（認印可）してください。
2. 生年月日と申込時の年齢をご記入ください。
3. 該当する受講区分に○を付けてください。再受講の方は、最後に新規受講又は再受講した回の回数及び受講番号もご記入ください。
4. 上記3. で新規受講に○を付けた方は、該当する資格区分に○を付けた上、下記のとおりご記入ください。
 - ① 土地家屋調査士会会員の方
所属土地家屋調査士会名及び登録番号をご記入ください。
 - ② ①以外の有資格者で土地家屋調査士試験合格者の方
合格年度及び合格証書番号をご記入ください。
 - ③ ①以外の有資格者で②以外の方
認定年月日及び大臣認定証書番号をご記入ください。
5. 住所は下記のとおりご記入ください。なお、記載地へ受講票等を送らせていただきますので、受講期間中に変更があった場合は、申込書送付先の土地家屋調査士会までお申し出ください。
 - ① 土地家屋調査士会会員の方
事務所所在地をご記入ください。
 - ② ①以外の方
住所地をご記入ください。
6. 電話番号、携帯番号、FAX番号、メールアドレスをご記入ください。なお、携帯番号は緊急連絡時に使用します。

◆ 申込方法

お申し込みは、下記書類を郵送又はFAXで申込書送付先の土地家屋調査士会へお送りください。

1. 土地家屋調査士会会員の方

- ・申込書（新規受講・再受講用）1通
- ・受講料の振込明細書のコピー

2. 1. 以外の方

- ・申込書（新規受講・再受講用）1通
- ・受講料の振込明細書のコピー
- ・合格証書又は認定証書のコピー（土地家屋調査士となる資格を有する書面）1通
- ・住民票の写し（コピー不可。交付日から3か月以内・受講者本人のみの情報。）1通

第10回土地家屋調査士特別研修 申込書（新規受講・再受講用） 記載例

日本土地家屋調査士会連合会 御中
 所属ブロック協議会 御中
 所属土地家屋調査士会 御中

私は、「土地家屋調査士特別研修の実施について」及び「第10回土地家屋調査士特別研修 実施計画（概要）」並びに「第10回土地家屋調査士特別研修 実施要綱」に記載されている全ての事項を承諾の上、第10回土地家屋調査士特別研修の受講を申し込みます。

（申込日）平成 26 年 11 月 1 日

(フリガナ)	(ニッチョウレン タロウ)			(印)
1 氏 名	日調連 太郎			男・女
2 生 年 月 日	西暦 1965 年 10 月 10 日生 (49) 歳			
3 受講区分 該当受講区分に○ 再受講は受講番号記	○	新規受講	再受講 第 回特別研修受講番号 受講番号：	
4 資格区分 該当する資格区分に○を付け、所属調査士会名及び登録番号または年度及び合格証書番号または認定書番号をご記入ください。	○	土地家屋調査士会会員（会名 東 京）		9999 号
		平成（ ）年度試験合格者		号
		資格試験合格以外の有資格者（大臣認定） 認定年月日： 年 月 日		号
5 住 所 土地家屋調査士会員の 場合は、事務所所在地 をご記入ください。	(〒101-0061) 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家 屋調査士会館			
6 連絡先	電話番号	03-3292-0050	携帯番号	090-4444-4444
	FAX 番号	03-3292-0059		
	メールアドレス	taro@chosashi.or.jp		
(日調連・所属ブロック・所属会記載欄)				

※ 「提出したブロック内で受講できない場合があります。その場合は、他のブロックと調整の上、会場を紹介します。」

聴講・再考査用

再考査、聴講受講申込における注意事項

◆ 受講申込書記入時における注意事項

下記の項目番号は記入例の各項目番号と対応しております。

1. 氏名とフリガナを記入し、性別に○を付けた上で押印（認印可）してください。
2. 生年月日と申込時の年齢をご記入ください。
3. 考査欄に○が付いていることを確認してください。

既に修了証明書の交付を受けている者は、その受講回の回数及び受講番号をご記入ください。

第9回土地家屋調査士特別研修で基礎研修から総合講義までの全課程を修了し、かつ課題を提出した者の中で認定を受けていない者は、第9回の受講回及び受講番号をご記入ください。

聴講希望者は、聴講対象講義の中から希望する講義に○を付けてください。

聴講希望者の受講料は、教材を含んだ受講料となっております。教材希望欄に必ず「○」をお付けください。

考査のみの受験を希望する者で教材を希望する場合は、教材希望に○を付けてください。

例① 考査のみ受験で教材不要の方

考査欄に○が付いていることを確認してください。

修了証明書の交付を受けた受講回の回数及び受講番号をご記入ください。

例② 基礎研修5科目、集合研修1科目、総合講義を聴講する方

考査欄に○が付いていることを確認してください。

修了証明書の交付を受けた受講回の回数及び受講番号をご記入ください。

基礎研修の 5科目、集合研修1科目、総合講義 に○を付ける。

教材希望に○を付ける。

4. 住所は下記のとおりご記入ください。なお、記載地へ受講票等を送らせていただきますので、受講期間中に変更があった場合には、申込書送付先の土地家屋調査士会までお申し出ください。

① 土地家屋調査士会会員の方

事務所所在地をご記入ください。

② ①以外の方

住所地をご記入ください。

5. 電話番号、携帯番号、FAX番号、メールアドレスをご記入ください。なお、携帯番号は緊急連絡時に使用します。

◆ 申込方法

お申し込みは、下記書類を郵送又はFAXで申込書送付先の土地家屋調査士会へお送りください。

1. 土地家屋調査士会会員の方

- ・申込書（再考査・聴講用）1通
- ・受講料の振込明細書のコピー

2. 1. 以外の方

- ・申込書（再考査・聴講用）1通
- ・受講料の振込明細書のコピー
- ・合格証書又は認定証書の写し（土地家屋調査士となる資格を有する書面）1通
- ・住民票の写し（コピー不可。交付日から3か月以内・受講者本人のみの情報。）1通

第10回土地家屋調査士特別研修 申込書（再考査・聴講用） 記載例

日本土地家屋調査士会連合会 御中
所 属 ブ ロ ッ ク 協 議 会 御中
所 属 土 地 家 屋 調 査 士 会 御中

私は、「土地家屋調査士特別研修の実施について」及び「第10回土地家屋調査士特別研修 実施計画（概要）」並びに「第10回土地家屋調査士特別研修 実施要綱」に記載されている全ての事項を承諾の上、第10回土地家屋調査士特別研修の受講を申し込みます。

（申込日）平成 26 年 11 月 1 日

(フリガナ)	(ニッチョウレン タロウ)				(印)
1 氏 名	日 調 速 太 郎			男・女	
2 生 年 月 日	西暦 1965 年 10 月 10 日生 (49) 歳				
3 受 講 区 分	考 査	☐	第 回特別研修受講番号 受講番号：1-1-000		
聴講希望者は聴講対象講義に○を付けてください。 考査のみ受験で教材希望者は下記に○を付けてください。	聴 講 対 象 講 義	基礎研修 憲法		基礎研修 ADR 代理と専門家責任	☐
		基礎研修 民法	☐	基礎研修 所有権紛争と民事訴訟	
		基礎研修 民事訴訟法Ⅰ	☐	基礎研修 民事訴訟法Ⅱ	☐
		基礎研修 境界確定訴訟の実務	☐	集合研修 申立書起案	☐
		集合研修 答弁書起案		総合講義	☐
教材 希望	☐				
4 住 所	(〒101-0061) 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋 調査士会館				
5 連 絡 先	電話番号	03-3292-0050		携帯番号	090-4444-4444
	FAX 番号	03-3292-0059			
	メールアドレス	taro@chosashi.or.jp			
日調速・所属ブ ロック・所属会記 載欄					

※ 「提出したブロック内で受講できない場合があります。その場合は、他のブロックと調整の上、会場を紹介します。」

第10回土地家屋調査士特別研修 申込書（再考査・聴講用）

日本土地家屋調査士会連合会 御中
所 属 ブ ロ ッ ク 協 議 会 御中
所 属 土 地 家 屋 調 査 士 会 御中

私は、「土地家屋調査士特別研修の実施について」及び「第10回土地家屋調査士特別研修 実施計画（概要）」並びに「第10回土地家屋調査士特別研修 実施要綱」に記載されている全ての事項を承諾の上、第10回土地家屋調査士特別研修の受講を申し込みます。

（申込日）平成 年 月 日

(フリガナ)		()		(印)	
1 氏 名					男・女
2 生 年 月 日		西暦 年 月 日生 () 歳			
3 受 講 区 分		考 査		第 回特別研修受講番号 受講番号：	
聴講希望者は聴講対象講義に○を付けてください。 考査のみ受験で教材希望者は下記に○を付けてください。		聴講対象講義	基礎研修 憲法	○	基礎研修 ADR 代理と専門家責任
			基礎研修 民法		基礎研修 所有権紛争と民事訴訟
			基礎研修 民事訴訟法Ⅰ		基礎研修 民事訴訟法Ⅱ
			基礎研修 境界確定訴訟の実務		集合研修 申立書起案
			集合研修 答弁書起案		総合講義
教材希望					
4 住 所 土地家屋調査士会員の 場合は、事務所所在地をご記入ください。		(〒 -)			
5 連 絡 先		電話番号		携帯番号	
		FAX 番号			
		メールアドレス			
日調連・所属ブロック・所属会記載欄					

※ 「提出したブロック内で受講できない場合があります。その場合は、他のブロックと調整の上、会場を紹介します。」

第 10 回土地家屋調査士特別研修 聴講制度・再考査制度について

日本土地家屋調査士会連合会

特別研修の実施法人である日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）は、第 5 回から第 9 回の土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」という。）の考査結果によって、土地家屋調査士法（以下「法」という。）第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けられなかった者で、第 10 回特別研修の考査の受検を希望する者に対して、聴講制度及び再考査制度を実施しています。

なお、再考査制度及び聴講制度は、特別研修の修了証明書の交付を受けた日から 5 年以内に開始する特別研修において利用できるものであるため、第 5 回特別研修時の修了証明書保持者については、第 10 回特別研修までの適用となりますとともに、第 1 回から第 4 回特別研修の修了証明書保持者については、利用期間を超過していることから、再受講制度の申し込みとなります。

1 聴講制度

(1) 聴講制度とは

第 10 回特別研修の考査を受検していただくとともに、その前に第 10 回特別研修の一部講義を聴くことができる制度です。

座席は「聴講者用の席」になるため、会場によっては聴講定員が設けられる場合があります、希望に添えない場合があります。

(2) 聴講対象者

「過去 5 回の特別研修（第 5 回から第 9 回）の修了証明書を保持する者のうち、法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けていない者」又は「第 9 回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出した者」とする。

(3) 聴講できる講義

基礎研修、集合研修及び総合講義とする。

聴講したい講義は受講申込時に指定していただくことになりますが、(1)のとおり、会場の状況等によっては、希望に添えない場合があります。

(4) 聴講料

聴講する講義の数に関係なく、3 万円とする。（教材費・再考査費用含む。）

(5) 出欠管理

第 10 回特別研修の新規受講者・再受講者と同様の扱いになります。

(6) 聴講の申込

- ① 「第10回土地家屋調査士特別研修 申込要領」聴講・再考査用において、聴講対象講義から希望される講義に○を付けて所属の土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）又は住所登録地を管轄する調査士会へ提出してください。
- ② 受講料の納入や教材の送付等、事務手続は第10回特別研修の新規受講者・再受講者と同様となります。
- ③ 会場の収容人数等の都合により、聴講できない者がいる場合には、ブロック協議会又は調査士会の判断で決定させていただく場合があります。

2 再考査制度

(1) 再考査制度とは

第10回特別研修の考査のみを受検できる制度です。

(2) 再考査対象者

「過去5回の特別研修（第5回から第9回）の修了証明書を保持する者のうち、法第3条第2項第2号の認定を受けていない者」又は「第9回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出した者」とする。

(3) 再考査料

教材を希望しない者は2万円、教材を希望する者は3万円とする。

(4) 出欠管理

第10回特別研修の新規受講者・再受講者と同様の扱いになります。

(5) 再考査の申込

- ① 「第10回土地家屋調査士特別研修 申込要領」聴講・再考査用を所属の調査士会又は住所登録地を管轄する調査士会へ提出してください。
- ② 受講料の納入や教材の送付（希望者のみ）等、事務手続は第10回特別研修の新規受講者・再受講者と同様となります。
- ③ 提出したブロック内で受講できない場合があります。その場合は、他のブロックと調整の上、会場を紹介します。

以上

第 10 回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の補講について

日本土地家屋調査士会連合会

特別研修の実施法人である日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）は、第 10 回土地家屋調査士特別研修（以下「第 10 回特別研修」という。）の基礎研修をやむを得ない事情により欠席等した者に対して、連合会が実施する「補講」において、欠席した科目の DVD で視聴し、それを修了した場合に基礎研修を修了するという補講制度を実施しています。

ただし、補講は「基礎研修」に限ります。

1 補講の要件

本研修は、性質上、全課程のうち、一部でも欠席した者及び途中退出又は遅刻した者は、該当する講義を受講しなかったものとみなし、第 10 回特別研修を修了したことにはなりません。

しかし、上記の者のうち、下記①から④をいずれも満たす者については、今回の基礎研修の修了を認めることとします。

① 下記の条件をいずれも満たす者

- ・ 欠席などについて責任者又は協力員等に社会通念上の連絡を行った者
- ・ 2 日にまたがらないこと

② 欠席等の理由が下記のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 急病等本人の健康上の理由により研修を受講するのに著しい支障があった場合
イ 配偶者又は三親等以内の親族の急病等健康上の理由により、その者に対し介護等を必要とした場合

ウ 配偶者又は三親等以内の親族の葬儀に参列する場合

エ その他激甚災害など本人の責によらない場合

※ ア及びイについては、それを証する診断書等の提出を求めるものとする。

※ ウ及びエについては、それを証する書類や証言を求める場合がある。

③ 後述「5 補講要件に該当するか否かの認定機関」で示す機関が補講要件に該当すると判断した者

④ 連合会が実施する第 10 回特別研修の補講において、該当欠席等にかかる科目に相当する研修を受講した者

2 補講の実施方法

基礎研修の講義を収録したDVDを視聴する。

補講の日時及び会場については、連合会で決定し、補講対象者へ通知する。

3 補講対象者の管理

補講対象者の出欠及び受講態度の管理は、特別研修運営委員会又は同委員会が任命する者が行う。

4 補講受講申込の手続方法

- ① 補講希望受講者は、所属の土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）又は住所登録地を管轄する調査士会を通じ、「第10回土地家屋調査士特別研修 基礎研修に係る補講申請書」を用いて、連合会へ申請する。
- ② 連合会は、補講受講希望者へ連絡し、補講の実施要領等の周知とそれに必要な手続を行う。

5 補講要件に該当するか否かの認定機関

特別研修運営委員会で認定する。

6 補講費用

2万円とする。

7 補講手続についての問合せ

日本土地家屋調査士会連合会 特別研修運営委員会 担当事務局

電話 03-3292-0050 F A X 03-3292-0059

以上

平成 年 月 日

日本土地家屋調査士会連合会
会 長 林 千 年 殿

〇〇土地家屋調査士会
協力員 ⑩

第10回土地家屋調査士特別研修 基礎研修に係る補講申請書

下記の者が補講を希望しますので申請します。

記

- 1 補講希望受講者 : 何 某
- 2 受講番号 : 1-1-30
- 3 補講を希望する課目 : 「民法」
- 4 補講対象該当項 : ア
急性心疾患による救急治療のため
- 5 添付書面 : 診断書

(記載は例示です。消して利用願います。)

第 10 回土地家屋調査士特別研修に係る必読・参考図書について

日本土地家屋調査士会連合会

第 10 回土地家屋調査士特別研修の開始に先立ち事前学習の資としていただくため、また、民間紛争解決手続代理関係業務を行う際に役立つと思われる必読及び参考図書をご紹介します。

お求めは各自、一般書店等でご手配願います。ただし、図書により出版社が異なりますので、個々の出版社へお問い合わせください。

※ 各図書のデータは平成 26 年（2014 年）9 月 30 日現在となります。

必読図書

図書名	本体価格	発行年	出版元・問合せ先
『＜新訂＞民法概説（四訂版）』裁判所職員総合研修所監修	2,571 円	2013 年	(財)司法協会出版部 03-5148-6529
『2014 年法学検定試験問題集ベーシック〈基礎〉コース』※憲法・民法に関する部分 法学検定試験委員会 編 (2012 年度から法学検定 4 級→法学検定ベーシック〈基礎〉コースに名称変更しています。)	2,100 円	2014 年	(株)商事法務営業部 03-5614-5643

参考図書

《憲法》

○はじめて憲法を学ぶ方への入門書

図書名	本体価格	発行年	出版元・問合せ先
『いちばんやさしい憲法入門〔第 4 版補訂版〕』初宿正典・高橋正俊・米沢広一・棟居快行	1,600 円	2014 年	有斐閣
『憲法と平和を問いなおす』長谷部恭男	740 円	2004 年	筑摩書房

○憲法の基本的な概説書

図書名	本体価格	発行年	出版元・問合せ先
『憲法〔第 5 版〕』芦部信喜・高橋和之 補訂	3,100 円	2011 年	岩波書店
『立憲主義と日本国憲法〔第 3 版〕』高橋和之	3,000 円	2013 年	有斐閣

○より専門的に憲法を学びたい方への体系書

図書名	本体価格	発行年	出版元・問合せ先
『憲法Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利			有斐閣
憲法Ⅰ	3,000 円	2012 年	
憲法Ⅱ	2,700 円	2012 年	

《民法》

図書名	本体価格	発行年	出版元・問合せ先
『民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ』内田貴			東京大学出版会
民法Ⅰ 総則・物権総論〔第4版〕	3,300 円	2008 年	
民法Ⅱ 債権各論〔第3版〕	3,600 円	2011 年	
民法Ⅲ 債権総論・担保物件〔第3版〕	3,500 円	2005 年	
民法Ⅳ 親族・相続〔補訂版〕	3,500 円	2004 年	

《民事訴訟法》

図書名	本体価格	発行年	出版元・問合せ先
『よくわかる民事裁判〔第2版補訂〕』 山本和彦	1,700 円	2008 年	有斐閣
『現代の裁判〔第6版〕』 市川正人、酒巻匡、山本和彦	1,700 円	2013 年	有斐閣
『民事訴訟法〔第6版補訂〕』 上原敏夫、池田辰夫、山本和彦	1,700 円	2012 年	有斐閣
『民事訴訟法の基本問題』山本和彦	3,000 円	2002 年	判例タイムズ社
『民事訴訟法講義案（再訂補訂版）』 裁判所職員総合研修所監修	4,096 円	2010 年	司法協会

《ADR》

図書名	本体価格	発行年	出版元・問合せ先
『和解技術論(第二版)』草野芳郎	2,000 円	2003 年	信山社